

4 高土政第 1407 号
令和 5 年 3 月 9 日

一般社団法人高知県建設業協会会長 様

高知県土木部長



令和 5 年 3 月 13 日以降の新型コロナウイルス感染症
対策におけるマスク着用について（依頼）

平素から、本県の土木行政につきまして、格別のご協力を賜り、ありがとうございます。
令和 5 年 2 月 10 日に行われた政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定され、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする取扱いが、令和 5 年 3 月 13 日から適用されることとなりました。
つきましては、3 月 13 日以降のマスク着用については、下記のとおりご対応いただきますよう会員の皆さまに周知をお願いいたします。

記

1 令和 5 年 3 月 13 日以降の取扱い

- ・ 個人の判断に委ねることが基本となりますが、マスクの着用は、基本的には必要ありません。
- ・ 本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断を尊重してください。

2 着用が効果的な場面

- ・ 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨します。
 - (1) 医療機関受診時
 - (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※）に乗車する時
 - ※ 概ね全員の着席が可能であるもの
(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的とされています。

3 症状がある場合等の対応

- ・ 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控え、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用してください。

4 事業者における対応

- ・ マスクの着用は個人の判断に委ねられますが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されています。

高知県土木部土木政策課

担当：高橋、松田

〒780-8570

高知市丸ノ内 1-2-20

TEL：088-823-9815

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

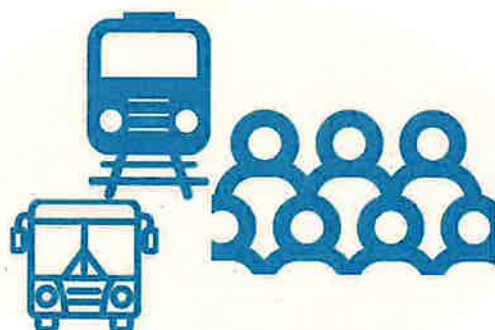
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります